

(8) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成28年4月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

境港市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、物的損害に対する損害賠償金83,160円を支払うものとする。

また、県は、人身損害に対する損害賠償金1,114,554円を支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成27年10月6日

(2) 事故発生場所

境港市竹内町地内

(3) 事故の状況

鳥取県境港警察署所属の職員が、公務のため小型特種自動車（パトカー）を運転中、
転回のため交差点で切り返す際、後方の安全確認が不十分であったため、後方から進行
してきた和解の相手方所有の原動機付自転車に衝突し、双方の車両が破損するととも
に、和解の相手方が負傷したものである。